

札幌地方検察庁 御中

平成 26 年 7 月 13 日の小樽飲酒ひき逃げ 4 人死傷事件の加害者に 危険運転致死傷罪適用(訴因変更)を求めます

平成26年7月13日、北海道小樽市銭函 3 の市道で、歩行中の石崎里枝さん、瓦裕子さん、原野沙耶佳さんを死亡させ、同じく中村奈津子さんに頸椎骨折などの重傷を負わせた海津雅英容疑者の行為は、長時間飲酒の影響により、運転行為に最も大切な前方注視をせず、歩行者 4 人を背後からブレーキも踏まずにはね、救護措置もとらずに逃げたという重大犯罪です。

札幌地検は本件をスマートホン操作による脇見が主原因であるとし、過失運転致死傷罪で起訴しましたが、この判断は平成 18 年 8 月 25 日のいわゆる「福岡海の中道大橋事件」に関する最高裁決定（平成 23 年 10 月 31 日）に反します。

上記最高裁判決を本件に当てはめると、歩車道の区別の無い狭い一般道路で、長時間にわたってスマホの画面を注視し、前方を見ていなかったということ自体が、飲酒の影響により判断力や注意力が著しく減退していることを示していますから、危険運転致死傷罪の適用条件に十分該当すると考えます。

被害者の命の尊厳から、そして飲酒運転など交通犯罪根絶のためにも、本件に対し危険運転致死傷罪での起訴を強く求めます。

署名用紙作成：7・13 小樽飲酒ひき逃げ事件被害者等連絡会（平成 26 年 8 月）

賛同者 氏 名	住 所（「同上」や「〃」は不可です。）

注意：自筆でお願いします。道外の方は県名からお書き下さい。

署名用紙送付・連絡先 〒069-0821 北海道江別市東野幌町32-8

高石 洋子 FAX 011-383-2616 携帯 090-6262-6880